

# 釧路市からのお知らせ

利用者の皆様へ

## 「釧路市暴力団排除条例」が施行されました！

市民の安全で平穏な生活を脅かす暴力団の排除を推進するため、公共施設の利用についても暴力団の排除に取り組みます。

### ☆ 公共施設利用の変更点

- 暴力団の活動に利用されると認められるときは、公共施設の利用を許可（承認）しません。
- 許可（承認）した後においても、暴力団の活動に利用されると認められるときは、許可（承認）を取り消し、又は利用の停止を求めます。

### ☆ 施設利用（承認）申請書等への記載事項の追加

平成25年4月1日以降の申請受付分より、施設利用（承認）申請書等に**申請者等の生年月日の記載が必要になります。**

暴力団の活動に利用されるかどうかを確認する必要がある場合には、利用者等が暴力団員でないことを確認するため、市が必要に応じて関係機関に照会することがあります。

利用者の皆様には、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成25年4月 釧路市